平成28年度 第1回彦根市公共下水道事業審議会　議事録（H28.10.3）

１．日時　平成28年10月3日

２．場所　彦根市民会館　3階　第3会議室

３．出席者（順不同）

　　　　　　＜委員＞　7名

　　　　　　中村　傳一郎

　　　　　　間　文彦

　　　　　　丸尾　雅啓

　　　　　　長崎　敏雄

　　　　　　鈴木　健氏

　　　　　　田中　美代子

　　　　　　渡邊　美幸

　　　　　　＜事務局＞　11名

　　　　　　上下水道部：疋田部長、藤原次長、和田副参事

　　　　　　上下水道総務課：清水課長補佐、藤本、南

　　　　　　下水道建設課：宮腰課長、荒北課長補佐、辻副主幹、荒川副主幹

　　　　　　上下水道業務課：林課長補佐

【開会】

|  |  |
| --- | --- |
| 事務局 | お待たせいたしました。ただ今から、平成28年度 第1回 彦根市公共下水道事業審議会を開会いたします。  委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席くださいまして、誠にありがとうございます。  本日の会議ですが、彦根市公共下水道事業審議会条例第6条第3項の規定により、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日は7名の委員の方がご出席でございますので、ここに会議が成立しますことをご報告いたします。また会議の時間は概ね2時間を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。  会議に入ります前に事務局に異動がありましたので、紹介させていただきます。  →＜藤原次長、和田副参事、清水補佐、林補佐、荒川副主幹、南が挨拶＞  それでは、ただ今から会議次第に従いまして進めていただきたいと存じますが、審議会条例第6条第2項の規定により、会議の議長は会長があたることとなっておりますので、中村会長よろしくお願いいたします。 |
| 【議事】 |  |
| 会長 | 委員の皆様、ご苦労さまです。  　まずは、市長諮問となっておりますので、事務局よろしくお願いします。 |
| 【諮問】 |  |
| 事務局 | それでは、審議会への諮問を行います。 |
| 部長 | よろしくお願いいたします。  【諮問を朗読】  併せて、諮問内容について、追加説明。  地方公営企業会計の関係に関しましては、平成27年1月27日付総務大臣通知に関して、  資料「公営企業会計の適用の拡大について」「公営企業の経営戦略の策定推進について」を用い説明。 |
| 会長 | ただいま、諮問がありましたが、各委員におかれましては、確認をお願いします。  　諮問は彦根市公共下水道事業の「地方公営企業法適用 基本計画（素案）」と「経営戦略（素案）」に対しての意見であります。  　審議の進め方につきましては、本日は、「地方公営企業法適用について」を議題とし、この内容について事務局から説明を受け、委員の皆様方からは、幅広くご意見やご質問を伺いながら、進めてまいりたいと考えておりますが、いかがでしょうか。  （異議の有無確認　⇒　異議なし） |
| 【議事】 |  |
| 会長 | それでは、議事の「彦根市公共下水道事業 地方公営企業法の適用について」を事務局から説明お願いします。 |
| 事務局 | ・各委員の手元に配布資料が行き渡っているか確認。  　それでは、本日は彦根市公共下水道事業が地方公営企業法を適用することについて説明をさせていただきます。  　・配布資料を順に全体を説明 |
| 会長 | 地方公営企業法適用についてということで、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問やご意見をいただきたいと思います。 |
| 委員 | 彦根市としては、一部適用にしたいのではないかと思います。法適用を農業集落排水事業やコミュニティプラントに関しては一緒にしないという考えのようですが、いずれ国の方が地方公営企業法を適用しなさいと、期限を切って言っているのですから適用しなければならない。そして適用することが下水道事業の会計、財布の中身を明らかにして、そして経営努力を実らせることにも繋がるので、良いことだと考えます。 |
| 会長 | 官庁会計や公営企業会計の違い、減価償却の話など、普段の役所の経理の中では聞きなれない言葉がありましたが、何かご質問やご意見などはありますか。 |
| 委員 | 一部適用と全部適用の移行状況で滋賀県内の市町村の中は、全部適用や一部適用だったのが全部適用になったりした市町村があるが、どういった理由でそれを選ばれたのでしょうか。 |
| 会長 | 県内の半分以上が全部適用だが、彦根市が一部適用としている理由についての補足の説明をお願いします。 |
| 事務局 | 滋賀県内の全部適用の地域は、一部はまだ整備をしているところもありますが、ほとんどの市町が整備が終わっているところであります。そのなかで、ほとんどが建設ではなく維持管理をしているところであります。そのような状況で全部適用を適用した方が効率的であるので選ばれております。  しかし、彦根市はまだあと10年、15年これからも建設していかなければならない状況であり、さらに維持管理もしていかなければならないといった状況であるのが理由です。  資金面、管理面からみて、一部適用が一番良いと判断したところであります。 |
| 委員 | 昨年決めた５期計画でさらに６期７期とあるという話なので、まだ整備が続くという意味でこれを全部適用とするよりかは、一部適用にした方が良いという考えですね。 |
| 事務局 | 補足ですが、下水道の起債残が400億以上あり、市の起債が1000億あり約40％が下水道の起債ということになります。そこでお金を返していくのに単独企業にそこまでの責任を負わせてよいのか。という考えがあり一部適用という考えに至りました。 |
| 委員 | ということは、一部適用したとしてもこれが未来永劫続くというわけではなく、水道事業は今全部適用でやっているわけですから、ある程度整備が終わって維持管理を主体とする時代になったら全部適用をすることを考えるという、暫定措置、経過措置のようなことですね。 |
| 事務局 | 今、委員が仰ったように、建設を進めている段階では一部適用をしていき、管理が主体となる時代に入れば、総合的に考えて、全部適用に向けて進んでいく。しかし、この地方公営企業法は一部適用でも全部適用でも良いとなっています。下水道事業は全部適用でなければならないと国が言っているわけではありません。一部適用をしてから全部適用に向けて進んでいきたいと思っています。  一足飛びに全部適用をしてしまうと、一部適用には戻れないので、一部適用をして、しっかりと地盤を固めてから、全部適用に移行するという考えです。 |
| 委員 | 固定資産の調査、評価は28年からとなっていますが、もうすでに準備はされているのか、すでにある管渠、マンホールは耐用年数が過ぎてしまったものに対する評価はどうなっているのか。 |
| 事務局 | 固定資産の調査に関しては平成26年度から進めている状況、今年度から固定資産の評価を進めさせていただく状況。  管の更新ですが、減価償却で考えている、調査、評価をして0になる場合、更新が必要となった場合には今後その金額も加算していくことになる。しかしそれは、公営企業を適用して、現状把握というかたちでやっていきたいと思っています。 |
| 委員 | 減価償却をして0になっているが、まだ使用できるような状況もあるので、長寿命化の話にもあるが、少しずつお金をかけて大きなお金をかけないで、効果を出すことが必要。 |
| 事務局 | 長寿命化の話ですが、マンホール蓋の耐用年数が車道部だと15年、ほかの管路施設だと50年だとされている。また、マンホールポンプ施設が市内20か所設置されおり、そのうちの古いものに関しては平成3年から稼働しているものもある。古いものの10か所に関しては長寿命化を図っている。この2つをメインで長寿命化を図っている。中でも、マンホール蓋に関しては平成26年度から国の社会資本整備総合交付金を活用し、不明水の入りやすい構造のマンホール蓋の取り換えを行っている。また、マンホールポンプも古いものに関しては取り替えていっている状況です。 |
| 委員 | 長寿命化に関して、交換されると思うが、それはまたそこから新たな感じで減価償却を図っていくのですか。 |
| 事務局 | 前の資産を除却して残存にもっていきます。 |
| 委員 | その場合は新たな耐用年数になるのですか。リセットですか。 |
| 事務局 | 耐用年数は基本となるが、摩耗度を見ながら対応していきます。 |
| 委員 | そうすると減価償却が長期になっていくと思うが、移行がずれこまないですか。長期にわたって投資ができますが、一部適用から全部適用までの移行がずれこまないですか。 |
| 事務局 | 実際の減価償却であれば、差が出てくるが、後年度の方々にも負担してもらいます。差額については資本費平準化債でならしていきます。長期間にはなるが、現状の負担を少なくし、後年度の方に負担してもらいます。 |
| 委員 | その間に国の考えが変わらないか。 |
| 事務局 | まだわかりませんが、国が一部適用、全部適用を選択できるとしているのは、国の考えとしては財務規定を適用することが要請されています。それは現状では、単年度でしか見られていないので、複式簿記の考え方で長期にわたって経営の見通しが立てることで財務適用をしなさいということになっています。現状では、すぐに変更するという話は入ってきていません。 |
| 委員 | 一部適用、全部適用の違いでは国が求めている財務は適用であるが、組織の問題、地方公務員法を適用するか否かなどは経営上の問題ではないのではないか。という理解でよろしいですね。 |
| 委員 | 今までの話を聞くと、将来的に全部適用をする必要はないように思いますが。 |
| 委員 | 確かに、大きな自治体で人口が何百万ほどいて、職員の数も千人以上いるようなところであれば専属の職員もいてその道のプロもいるが、十万ほどの自治体の市役所では、いろいろな部署への異動もあり、全てのことを同じとすることは難しい。大きな影響があるとは考えにくい。 |
| 委員 | 地方公営企業法を適用するということは、会計を明朗会計にする。流域下水道をやっているところは初期投資がものすごく大きいので、会計が丸見えになることに二の足を踏んでいるところもある。しかし、下水道は初期投資が多いのは当たり前なので、仕方ないことではある。地方公営企業会計を適応することは、職員が経営を意識し、市民に経営状況を説明するのに必要であるということですね。 |
| 会長 | ただいまの質疑を参考とし、法適用の対象事業や適用範囲、適用時期について事務局としては、どのようにお考えですか。 |
| 事務局 | ・法適用の基本方針（案）について資料3を配布し、説明。  彦根市公共下水道事業は、健全な下水道経営を行うため、地方公営企業法適用による公営企業会計方式に移行することが必要であり、下記のとおり、基本方針（案）を示します。 |
| 会長 | 事務局からの基本方針（案）が提示されましたが、何かご意見はございますか。  （質疑） |
| 委員 | 対象は公共下水道事業にし、農業集落排水事業、浄化槽設置事業に関しては対象外とする。ただし、農業集落排水に関しては将来的には接続するという考え方で行うということですね。 |
| 委員 | 農業集落排水に関しては、彦根市ではどの地域になりますか。 |
| 事務局 | 7処理区に分かれており、稲枝地区、亀山地区のなかの西清崎の一部です。 |
| 委員 | 稲枝地区に下水が全く通っていないということではないですよね。 |
| 事務局 | 違います。公共下水をやっているところもあります。市街化区域など、農業集落排水以外の所に関しては、公共下水で進めている。農業集落排水事業に関しては事業が完了していることになります。  将来的には第6期7期計画及び施工ということでは、時間をかけてやっていくことになると思います。県の流域幹線を延長してもらい、その後接続する。 |
| 委員 | 事業に関しては、事務局がいうように今後も進めていこうということで、法適用の範囲に関しては一部適用、時期に関しては平成31年末で準備を終えて、平成32年4月1日に開始することとなっているのですね。 |
| 会長 | こちらに関して何か異議はありますか。→異議なし |
| 会長 | 他に意見等がないようでしたら、事務局よりお願いします。 |
| 事務局 | それでは、本日の説明資料をまとめました「地方公営企業法適用 基本計画（素案）」の（案）をお配りします。  冊子の前段は、本日ご説明いたしました内容となっておりますので、この資料（冊子）につきましては、次回までにご確認をいただき、第2回審議会においてご意見をお伺いしますのでよろしくお願いします。 |
| 会長 | 何か補足などはありますか。 |
| 事務局 | 財政課との繰入金の問題や出納関係、金融機関の指定などは、公営企業会計になると、単独ですべきことなので、大変重要なことだと考えております。 |
| 委員 | 既存の公営企業会計システムとの整合は難しいのですか |
| 事務局 | 現在上下水道部内の上水部門が使用しているシステムを使用するので、大きな問題はないです。 |
| 事務局 | 一番大きな問題は、財政課がどれだけ繰入金を出してくれるかということです。減価償却を出した時に、先に使用料を上げることを指摘される可能性があります。 |
| 会長 | 使用料引き上げの話に関しては、今後の課題としているが、大口契約を獲得したり、未収金を減らすなどは今後さらに取り組まなければならない重要な問題だと感じます。 |
| 委員 | もし、使用料を引き上げるとなった場合には、未収金がどうなっているのかが注目されると思うが。 |
| 事務局 | 未収金に関しては、部内で昨年度から債権管理検討委員会を立ち上げて、債権者ごとに未収金の額を上げてきてどういう方向性で行っていくのかを議論した結果未収金はだいぶ縮減してきています。昨年度は過去最高の徴収率を上げています。 |
| 委員 | 未収金に関して、3月末で決算を上げた時の未収金の問題ですが、まだ納期が未到来の分に関しても、決算期で〆られると未収金で上がってくると思うが市民の感覚でみれば、未収金と滞納金が一緒に上がってきていると思う。そうなると徴収額に対してかなり大きな割合の未収金が残っているように感じてしまう。滞納と納期の未到来分がわかるようにしてほしい。 |
| 委員 | 決算書の説明の機会があるのなら、公営企業会計を適用した場合に、例えば未払い金というのは一緒に出てくると思うが、未払い金はこれだけ払ってないのが残っているのかと思ってしまうが、手続き上どれだけ払われていて、どれだけ処理します等、3/31で切った場合にはこのような問題が出てくると思いますので説明がなされると同様に、未収金も払う気がない人と、いずれ払うや払う気がある人には性質の違いがあると思うので、区別した説明や整理がなされることが必要だと思います。 |
| 委員 | 一部適用と全部適用の違いについては、契約事務や人事、人件費のことだと思いますが、一部適用と全部適用では、一般会計からの繰入金に差が出てくるのですか。 |
| 事務局 | 繰入に関する基準は変わらない。問題になるのは基準外の部分である。全部適用になると、市長部局ではないので交渉しづらい。これから建設もしていかなければならないので、起債も借りなければならないし、基準外をもらえなくなるのは避けたい。 |
| 会長 | 続きまして、その他ですが、何か事務局から連絡事項はありますか。 |
| 事務局 | まず、第2回下水道事業審議会の日程ですが、事務局で調整し、後程ご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。  また、ただ今から、昨年度策定いたしました第5期経営計画の元となった「社会資本総合整備計画」について、簡単に説明させていただきますので、資料をお配りいたします。 |
| 事務局 | ・社会資本総合整備計画について資料を配布し説明。 |
| 会長 | ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問がございましたらお願いします。 |
|  | （質疑） |
| 委員 | 災害対策用のマンホールトイレ40基の費用と仮設トイレ分の費用があるがこの40基というのは支所などに設置されるのか。 |
| 事務局 | マンホールトイレシステムの整備計画を行っているのは市内の3ヶ所の小学校で現在考えております。3ヶ所の小学校に避難する人数を想定しており、100人につき1基設置することが適当という国の指標があり、それに基づいて算出しました。その結果40基という具体的な数字になりました。 |
| 委員 | 今後増やしていく計画はあるのか。 |
| 事務局 | 市の防災計画との調整が必要になるので、その計画の進み具合によっては増やしていくことを検討することもある。しかし、増やしていくということになると新たに費用を増やしていかなければならなくなるので、今回の5ヶ年では計上していない。 |
| 委員 | 〇〇町に在住ですが、〇〇町がここまで整備が遅れたというのは、〇〇町が後から彦根市に合併したからなのですか。 |
| 事務局 | 決してそういうわけではなく、下水道の整備を計画的に行っていった結果、流域下水道の管が埋設された下流部から整備しています。〇〇町はたまたま上流側にあったということでご理解をお願いします。 |
| 会　長 | それでは、本日は、予定の時間も来ておりますので、これくらいにして、次回の会議にしたいと思います。 |
|  | それでは、以上をもちまして本日の会議を終了します。お疲れ様でした。 |